

議案第15号

大阪広域環境施設組合行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例案

大阪広域環境施設組合行政不服審査法施行条例（平成28年条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定のように改める。

改正後	改正前
(審理手続きを審理員が行わない審査請求) 第3条 次に掲げる処分又は不作為に係る審査請求については、法第9条第1項ただし書の規定により、同項本文の規定は適用しない。 〔(1) 略〕 <u>(2) 大阪広域環境施設組合個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年条例第3号）第26条第5号アに規定する条例上の開示決定等、同条例第41条第1項に規定する条例上の訂正決定等若しくは同条例第49条第1項に規定する条例上の利用停止決定等又は同条例第24条第2項に規定する条例上の開示請求、同条例第37条第1項に規定する条例上の訂正請求若しくは同条例第45条第1項に規定する条例上の利用停止請求に係る不作為</u>	(審理手続きを審理員が行かない審査請求) 第3条 [同左] 〔(1) 同左〕 <u>(2) 大阪広域環境施設組合個人情報保護条例（平成27年条例第9号）第22条第1項に規定する開示決定等、同条例第31条第1項に規定する訂正決定等若しくは同条例第39条第1項に規定する利用停止決定等又は同条例第15条第2項に規定する開示請求、同条例第26条第2項に規定する訂正請求若しくは同条例第34条第2項に規定する利用停止請求に係る不作為</u>
備考 表中の〔 〕の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にされた大阪広域環境施設組合個人情報の保護に関する法律の施行等

に関する条例（令和5年条例第3号）による改正前の大坂広域環境施設組合個人情報保護条例（平成27年条例第9号。以下「改正前の個人情報保護条例」という。）第15条第2項に規定する開示請求、改正前の個人情報保護条例第26条第2項に規定する訂正請求若しくは改正前の個人情報保護条例第34条第2項に規定する利用停止請求に係る決定又は不作為に係る審査請求については、この条例による改正前の大坂広域環境施設組合行政不服審査法施行条例第3条第2号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「大阪広域環境施設組合個人情報保護条例」とあるのは「大阪広域環境施設組合個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年条例第3号）による改正前の大坂広域環境施設組合個人情報保護条例」とする。

令和5年7月12日提出

大阪広域環境施設組合管理者 横山英幸

説明

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、審理手続を審理員が行わない審査請求の範囲を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。